

第7期大野城市障がい福祉計画

第3期大野城市障がい児福祉計画

[令和6年度～令和8年度]

令和6年2月

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	他計画との関係	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象	3
5	計画の構成	3
6	サービスの体系	4
第2章	障がい者の現状と前期計画の総括	
1	障がい者の状況	10
2	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の振り返りと課題	12
第3章	計画の基本的な考え方	
1	計画の体系	22
2	計画の基本理念	23
3	計画の成果目標	25
第4章	障害福祉サービスの活動指標	
1	見込量算定の考え方及び見込量	38
2	見込量に対応する体制を確保するための方策	41
第5章	地域生活支援事業の活動指標	
1	実施に関する考え方	42
2	見込量算定の考え方及び見込量	44
3	見込量に対応する体制を確保するための方策	45
第6章	本市の独自事業の活動指標	
1	実施に関する考え方	46
2	見込量算定の考え方及び見込量	46
3	見込量に対応する体制を確保するための方策	47
第7章	障がい者虐待防止と障がい者差別解消	
1	障がい者虐待防止	48
2	障がい者差別解消	48
第8章	計画の進行管理	49

※「障がい」の表記については、法令・国通知・条例等で使用されている用語や関係協議体の名称を除き、ひらがな表記としています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第88条の規定による「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定による「市町村障害児福祉計画」として、策定するものです。（以下2つの計画を合わせて「本計画」という。）

〔障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 抜粋〕

（市町村障害福祉計画）

第88条 **市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。**

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- （2） 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- （3） 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 （第3項以下 略）

〔児童福祉法 抜粋〕

（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 **市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。**

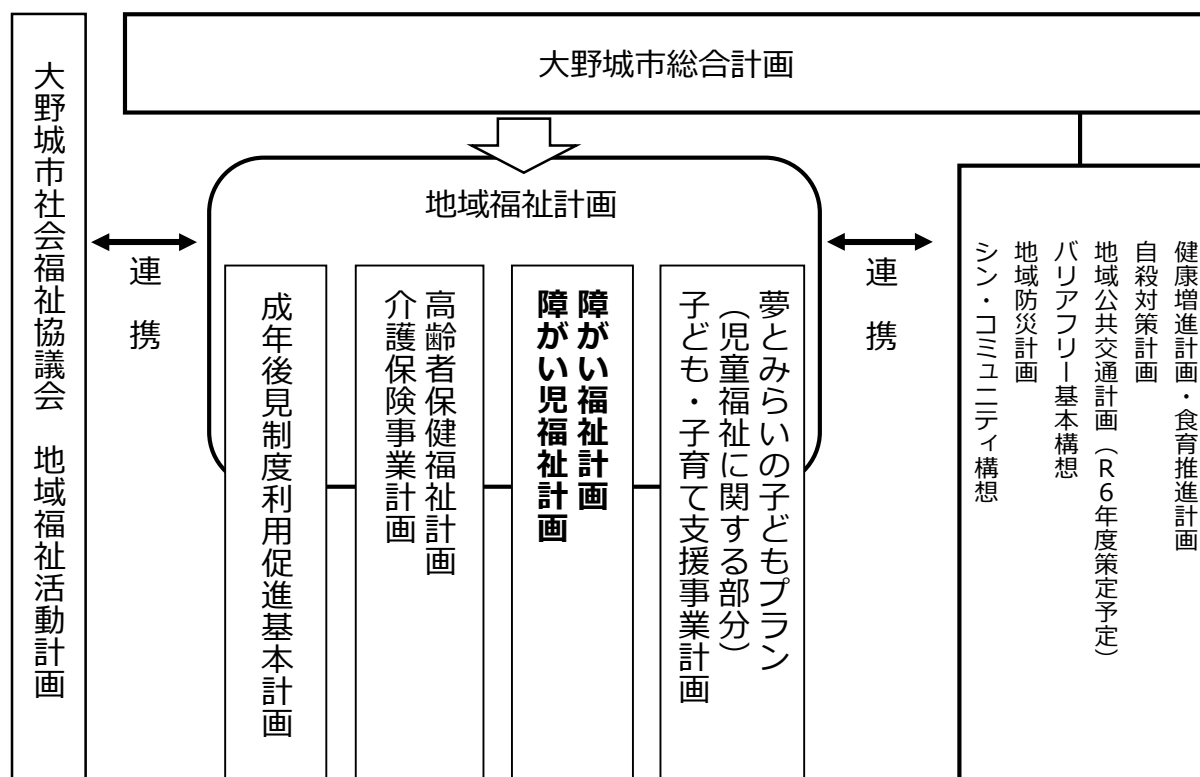
2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- （2） 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み （第3項以下 略）

※本計画では、障害者総合支援法上の障害福祉サービス及び児童福祉法上の障害児通所支援・障害児相談支援を総称して「障害福祉サービス」と表記します。

2 他計画との関係

本計画は、大野城市（以下「本市」という。）の最上位計画である「大野城市総合計画」及び「他の福祉関連計画」との整合を考慮し、策定するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、国が示した基本方針である「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号。以下「基本指針」という。）」に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

年度	大野城市障がい福祉計画	大野城市障がい児福祉計画
平成18年度～平成20年度	第1期	—
平成21年度～平成23年度	第2期	—
平成24年度～平成26年度	第3期	—
平成27年度～平成29年度	第4期	—
平成30年度～令和2年度	第5期	第1期
令和3年度～令和5年度	第6期	第2期
令和6年度～令和8年度	第7期	第3期

4 計画の対象

本計画の対象となる「障がい者」の定義については、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号の規定に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。難病患者もこの定義の「障がい者」に含まれます。

なお、18歳未満の「障がい者」を指すときは「障がい児」と表記します。

5 計画の構成

本計画は、基本指針に基づき策定していますが、本市の判断で、任意で記載している事項もあります。章ごとに整理すると次のとおりとなります。

章	基本指針に基づく内容	本市が任意で記載した内容
第1章 計画の策定にあたって	●	
第2章 障がい者の現状と前計画の総括		●
第3章 計画の基本的な考え方	●	
第4章 障害福祉サービスの活動指標	●	
第5章 地域生活支援事業の活動指標	●	
第6章 本市の独自事業の活動指標		●
第7章 障がい者虐待防止と障がい者差別解消		●
第8章 計画の進行管理	●	

6 サービスの体系

(1) 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、全国一律のサービスとして実施するものです。

サービス名	内 容
訪問系サービス：自宅又は外出時でのサービスです。	
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいにより常に介護を必要とする障がい者に対し、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、また、外出時における移動の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時において、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。
行動援護	知的・精神障がいにより行動に著しく困難を有し常時介護を必要とする障がい者に対し、外出時における移動の援護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い障がい者に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系サービス：日中、事業所において提供するサービスです。	
生活介護	常に介護を必要とする障がい者に対し、日中、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動・生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体機能の向上のために、理学療法や作業療法による訓練を一定期間行います。
自立訓練 (生活訓練)	生活能力向上のために、入浴、排せつ及び食事に関する訓練を一定期間行います。
就労選択支援	就労継続支援等の利用を希望する障がい者に対し、適性や能力、就労に際し必要な支援等を整理してアセスメント結果を作成し、関係機関との連絡調整を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障がい者に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型、B型)	一般就労が困難な障がい者に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。A型については雇用契約を締結します。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して、一般就労をしている障がい者に対して、就労の継続を図るために、関係機関との連絡調整や相談、指導、助言を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に対し、医療機関や事業所において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行います。

サービス名	内 容
短期入所 (福祉型、医療型)	介護者が病気その他の理由により入所する必要がある障がい者に対して、短期間(夜間を含む。)、事業所において、入浴、排せつ、食事の介護を行います。医療型については、医療的ケアを伴うサービスになります。
障がい児通所支援：障がい児に対し、事業所等において提供するサービスです。	
児童発達支援	事業所において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等 デイサービス	授業の終了後又は学校休業日に、事業所において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進の支援を行います。
保育所等訪問 支援	保育所等に通っている障がい児を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、児童発達支援を行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由児に対し、医療機関や事業所において、児童発達支援及び治療を行います。
居住系サービス：夜間、居住の場を提供し、実施するサービスです。	
自立生活援助	居宅において単身で生活する障がい者に対し、定期的な巡回訪問、情報提供、相談・助言、関係機関との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
施設入所支援	夜間や休日、施設において、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
相談支援：サービス利用に関する計画策定・調整等を行うサービスです。	
地域移行支援	施設入所や精神科病院に入院している障がい者に対し、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急事態時等に相談対応を行います。
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に対し、サービス等利用計画の策定、サービスの利用状況のモニタリング、関係者との連絡調整を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援のサービス利用者に対し、障害児支援利用計画の策定、サービスの利用状況のモニタリング、関係者との連絡調整を行います。

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、本市の地域性や市民のニーズに応じて実施するものです。

サービス名		内容
相談支援事業	障害者相談支援事業	障がい者やその介護者等からの福祉相談に応じ、必要な支援（情報の提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用支援等）を行うとともに、障がい者の権利擁護のために必要な援助（虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整等）を行う事業です。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能を強化する事業です。
	自立支援協議会の設置	障がい者への支援体制の整備を図るため、関係機関により構成された自立支援協議会を設置し、情報共有、連携強化、地域の実情に応じた体制整備についての協議を行う事業です。
理解促進研修・啓発事業		地域住民に対し、障がいに対する理解を深める研修・啓発を行うことにより、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。
日常生活用具給付事業		介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具を給付することにより、日常生活への支援を行う事業です。
移動支援事業		屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。
日中一時支援	日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保することにより、家族の就労支援及び家族介護者の一時的な休養を目的とする事業です。
	太宰府特別支援学校放課後等支援事業	太宰府特別支援学校に在学している障がい児に対し、本校内において、放課後や長期休暇中の活動場所を提供すること、及び保護者の一時的休養を確保することを目的とする事業です。
社会参加支援	レクリエーション活動等支援	障がい者のレクリエーション活動を行うことにより、社会参加を促進することを目的とする事業です。
	芸術文化活動振興	障がい者の芸術文化活動を振興することにより、社会参加を促進することを目的とする事業です。

サービス名		内 容
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	本市庁舎内に手話通訳者を設置し、聴覚障がい者に対し、本市庁舎内の窓口・相談業務における通訳を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。
	登録手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者の依頼により、医療機関、公的機関等に手話通訳者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。
	登録要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者の依頼により、医療機関、公的機関等に要約筆記通訳者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。
手話奉仕員養成研修事業	一般市民に対して、日常会話程度の手話表現技術を習得できる講習会を開催することにより、手話表現技術を習得した受講者が聴覚障がい者との地域での交流促進を図ることを目的とした事業です。	
地域活動支援センター機能強化事業	障がい者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行う地域活動支援センターの機能を充実強化する事業です。	
訪問入浴サービス事業	身体障がい者に対して、在宅で入浴サービスを提供することにより、身体の清潔保持、心身機能の維持を図る事業です。	
福祉ホームの運営 (運営費補助事業)	住居を求めている障がい者に対して、居室を低額な料金で提供するとともに、日常生活に必要な経費を助成する事業です。	
成年後見制度利用支援事業	知的・精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ることを目的とした事業です。	
医療的ケア児・者在宅レスパイトケア支援事業	医療的ケアが必要な障がい児・者の看護や介護を行う家族に対し、介護負担の軽減を図ることを目的とした事業です。	
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部助成を目的とする事業です。	

(3) 本市の独自事業

本市の独自事業は、障害福祉サービス及び地域生活支援事業を補完するなどの理由により実施するものです。国から補助金や負担金を受けることなく、市独自の経費、又は一部県補助により、任意に実施する事業です。

サービス名	内容
大野城市障がい者支援センターまどか・ゆいばるの運営	身体障がい者、知的障がい者に対し、生活介護及び就労継続支援B型、計画相談支援、障害児相談支援のサービスを提供する施設を運営する事業です。
障がい者相談員事業	障がい者本人やその家族が相談員となり、自らの経験に基づき、同じ立場に立って、身体障がい者や知的障がい者、また、その家族からの相談に応じる事業です。
福祉タクシー助成事業	重度の障がい者に対し、タクシー利用料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図ることを目的とする事業です。
紙おむつ給付事業	重度の障がい者に対し、紙おむつを支給することにより、日常生活への支援を行うとともに、その家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とする事業です。
配食サービス事業	身体障がい者や精神障がい者に対し、配食サービスを提供することにより、自立と生活の質の向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的負担を軽減することを目的とする事業です。
住宅改造費助成事業	身体障がい者や知的障がい者に対し、段差解消等の住宅改造に要する経費の助成を行うことにより、在宅生活における自立支援及び介護者の負担軽減を目的とする事業です。
福祉車両購入費等助成事業	身体障がい者や要介護認定者、要支援認定者の介助者に対して、福祉車両の購入経費を助成することにより、移動の円滑化、社会活動の促進を図ることを目的とする事業です。県内では先進的な事業です。
在宅酸素濃縮器使用電気料金助成事業	呼吸器機能障がい者に対し、酸素濃縮器の使用にかかる電気料金を助成することにより、健康維持を目的とする事業です。
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入費用を助成することにより、言語獲得とコミュニケーション能力向上の促進を目的とする事業です。
緊急まどかコール事業	身体障がい者に対し、急病の緊急事態における通報を受け、これに対応する仕組みを整備することにより、日常生活上の不安を解消することを目的とする事業です。

サービス名	内 容
障がい者施設通所費用助成事業	就労移行支援事業所に通所する障がい者に対し、通所費用を助成することにより、一般就労の促進及び自立支援に資することを目的とする事業です。県内では先進的な事業です。

〈自立支援協議会について〉

- 自立支援協議会の設置状況

本市単独で大野城市自立支援協議会を、また、筑紫地区5市の関係機関により筑紫地区地域自立支援協議会を設置運営している。
- 大野城市自立支援協議会

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・福祉・医療関係機関、教育・就労関係機関、当事者団体で構成され、全78機関の参加を得ており、月1回以上の会議を行っている。

関係機関から提出される個別事例の検討、事例の背景にある地域課題の分析、地域の障がい者の支援体制の整備についての検討を進めている。

また、2つの専門部会（就労部会、障がい児部会）において、より専門性の高い事例検討や研究・研修を行っている。

 - ・就 労 部 会…市内の就労系事業所を中心に障害福祉サービスに関する事例検討・研究を実施
 - ・障がい児部会…市内の障がい児通所支援事業所を中心に障がい児やその保護者への支援に関する事例検討・研修を実施

なお、検討事項のうち広域的に考えるべき事項については、筑紫地区地域自立支援協議会に付議している。
- 筑紫地区地域自立支援協議会

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・福祉・医療関係機関、教育・就労関係機関、当事者団体の全25機関により構成され、月1回以上の会議を行っている。

個別事例の検討、事例の背景にある地域課題の分析、地域の障がい者の支援体制の整備を行うとともに、筑紫地区広域での関係機関のネットワークの構築を進めている。

また、4つの専門部会（相談支援部会、権利擁護部会、地域連携部会、緊急ショートステイ部会）において事例検討や研究等を行っている。

 - ・相談支援部会…行政、障害福祉サービス事業者、筑紫地区の相談支援事業者で構成し、事例検討・研修を実施
 - ・権利擁護部会…障がい者差別や障がい者虐待に関する事例検討・研究を実施
 - ・地域連携部会…精神障がい者の地域生活を支援するコミュニケーション・ツールとしてのパス（紙媒体で本人の要望や心身の状態、生活状況等が記載してあるもの）の作成・周知・普及啓発活動を実施
 - ・緊急ショートステイ部会…緊急時の受入の体制整備や支援の充実について、研究・協議を実施

第2章 障がい者の現状と前期計画の総括

1 障がい者の状況

前々期計画及び前期計画の期間中（過去5年間）の推移を記載しています。

(1) 市の人口

人口は、令和4年度末時点で102,375人となっており、平成30年度と比べ、1,778人（1.8%）増加しています。

（各年度3月31日現在、単位：人）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口	100,597	100,924	101,468	102,002	102,375

(2) 障がい者手帳交付者数の推移

障がい者手帳の交付者数は、令和4年度末時点で4,552人となっており、平成30年度と比べ、435人（10.6%）増加しています。

（各年度3月31日現在、単位：人）

年度	総数	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
平成30年度	4,117	2,766	587	764
令和元年度	4,248	2,779	632	837
令和2年度	4,399	2,796	693	910
令和3年度	4,557	2,837	729	991
令和4年度	4,552	2,793	728	1,031

(3) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳交付者数は、令和4年度末時点で2,793人となっており、平成30年度と比べ、27人（1.0%）増加しています。

①障がい等級ごとの推移

（各年度3月31日現在、単位：人）

年度	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成30年度	2,766	911	410	380	651	233	181
令和元年度	2,779	919	403	379	655	234	189
令和2年度	2,796	923	413	365	665	236	194
令和3年度	2,837	933	409	365	691	244	195
令和4年度	2,793	908	397	361	698	235	194

②障がい種別ごとの推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	総数	視覚障がい	聴覚又は平衡機能障がい	音声言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい
平成30年度	2,766	176	232	31	1,449	878
令和元年度	2,779	167	250	36	1,409	917
令和2年度	2,796	160	273	34	1,383	946
令和3年度	2,837	162	300	33	1,382	960
令和4年度	2,793	167	317	24	1,332	953

(4)療育手帳所持者の推移

療育手帳(知的障がい)交付者数は、令和4年度末時点で728人となっており、平成30年度と比べ、141人(24.0%)増加しています。

(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	総数	A	B
平成30年度	587	244	343
令和元年度	632	247	385
令和2年度	693	273	420
令和3年度	729	293	436
令和4年度	728	275	453

(5)精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神保健福祉手帳交付者は令和4年度末時点で1,031人となっており、平成30年度と比べ、267人(34.9%)増加しています。

(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	総数	1級	2級	3級
平成30年度	764	51	425	288
令和元年度	837	51	464	322
令和2年度	910	52	492	366
令和3年度	991	53	563	375
令和4年度	1,031	53	572	406

2 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の振り返りと課題

(1) 成果目標の達成状況

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）における成果目標の達成状況及び分析と課題は次のとおりです。

※令和5年度末の実績値については、令和5年8月1日現在の見込み数値を記載しています。

① 施設入所から地域生活への移行

(i) 施設入所から地域生活への移行者数

生活の拠点をグループホームや一般住宅での地域生活に移行する人の増加目標と実績です。

項目		数値
令和元年度末施設入所者数	基準値（実績値）	75人
令和5年度末までの 地域生活移行者数	第6期計画目標値	5人（移行率 6.7%）
	実績値	1人（移行率 1.3%）

(ii) 施設入所者数の削減

施設入所者数（障害福祉サービスの施設入所支援の利用者）の削減目標と実績です。

項目		数値
令和元年度末施設入所者数	基準値（実績値）	75人
令和5年度末施設入所者数	第6期計画目標値	73人（削減率 2.7%）
	実績値	76人（削減率 △1.3%）

(iii) 分析と課題

自立支援協議会等を通じ関係機関と連携を取りながら、目標達成を目指しましたが、実績値は目標値を下回る結果となりました。主な要因は、障がいの軽い入所者の地域移行が一通り終了したこと、及び長期入所者の高齢化による身体機能や認知機能の低下が進んだことであると考えられます。

また、施設退所の理由としては、入院や死亡によるものの割合が年々高まっています。

このような状況の中で、入所者の地域生活への移行を進めていくためには、今後も引き続き、自立支援協議会等を通じ関係機関と連携を取りながら、障がい者の地域生活に対する支援体制の充実を図っていくことが求められます。

② 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数の増加

(i) 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数の増加

就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護を通じて一般就労に移行する人の増加目標と実績です。

項 目		数 値
令和元年度の年間一般就労移行者数（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護を通じた移行者数）	基準値（実績値）	5人
令和5年度の年間一般就労移行者数（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護を通じた移行者数）	第6期計画目標値	7人（増加率 40.0%）
	実績値	15人（増加率 200.0%）

上記のうち、一般就労への移行における就労移行支援の重要な役割を踏まえ、就労移行支援を通じて一般就労に移行する人の増加目標と実績は次のとおりです。

項 目		数 値
令和元年度の年間一般就労移行者数（就労移行支援を通じた移行者数）	基準値（実績値）	5人
令和5年度の年間一般就労移行者数（就労移行支援を通じた移行者数）	第6期計画目標値	7人（増加率 40.0%）
	実績値	12人（増加率 140.0%）

(ii) 就労定着支援の利用率

就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護を通じて一般就労した人のうち、新たに就労定着支援事業を利用する人の割合についての目標値と実績です。

項 目		数 値
令和5年度末の割合	第6期計画目標値	70%
	実績値	53%

(iii) 就労定着支援事業所における就労定着率

市内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）が80%以上の事業所が占める割合についての目標値と実績です。

項 目		数 値
令和5年度末の割合	第6期計画目標値	70%
	実績値	100%

(iv) 分析と課題

「(i) 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数の増加」及び「(iii) 就労定着支援事業所における就労定着率」については、自立支援協議会等を通じた関係機関との連携により、目標を大きく上回る結果となりました。今後も引き続き、自立支援協議会等を通じ就労関係機関と連携を取りながら、障がい者の就労支援体制の充実を図っていくことが求められます。

「(ii) 就労定着支援の利用率」については、目標値を下回る結果となりました。主な要因は、障がい者のニーズに対して、就労定着支援事業所が市内や近隣市に少ないことであると考えられます。

今後、就労定着支援の利用率を上げていくためには、自立支援協議会等を通じ、市内での新規事業者の参入を図っていくことが求められます。

③ 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備についての目標値と実績です。

項目		数値
令和5年度末時点の 整備状況	第6期計画目標値	整備済
	実績値	整備済

筑紫地区5市で連携し、筑紫圏域で「面的整備（地域の複数の関係機関が役割分担し、有機的な連携のもとに機能を担う整備手法）」により、地域生活支援拠点等を整備し、目標を達成しました。

今後は、関係機関と連携しながら、地域生活支援拠点等の機能強化のための取組が求められます。

〈用語解説〉

○ 地域生活支援拠点等

地域生活支援の機能（地域生活への移行支援、親元からの自立等に関する相談対応、グループホームへの入居等の体験の機会の提供及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能）を集約した拠点であり、かつ、それに居住支援機能（グループホーム又は小規模で地域に開かれた障害者支援施設）を付加した拠点のこと

(2) 障害福祉サービスの状況

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画期間内における障害福祉サービスの取組、実績及び課題は次のとおりです。

① 取組

(i) 新規事業者の参入に関する取組

市内への新規事業所の参入が求められていた次のサービスについて、関係機関との情報共有や協議により、新規参入促進の取組を行いました。

訪問系サービス	同行援護、行動援護
日中活動系サービス	生活介護、就労定着支援、短期入所
障がい児通所支援	保育所等訪問支援
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）
相談支援	計画相談支援、障害児相談支援

(ii) 障害福祉サービスの実施

関係機関と連携して、障がい者に対してニーズに応じたサービスの提供を行いました。

② 実績

(i) 新規事業者の参入に関する取組

市内への新規事業所の参入が求められていた次のサービスについて、関係機関との情報共有や協議により、市内の事業所数が増加しました。

日中活動系サービス	短期入所
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）
相談支援	計画相談支援、障害児相談支援

(ii) 障害福祉サービスの実施

各サービスについて、利用者は、おおむね増加傾向で推移しています。

児童発達支援、放課後等デイサービスについては、高い増加率となっています。

なお、施設入所支援は、施設入所から地域生活への移行の取組の成果により、各年度を通じて減少しています。

サービス種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	居宅介護	時間数/月	2,062	1,932	1,986
		実人数/月	85	89	92
	重度訪問介護	時間数/月	6	32	46
		実人数/月	1	2	2
	同行援護	時間数/月	195	411	435
		実人数/月	8	14	15

サービス種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	行動援護	時間数/月	386	244	270
		実人数/月	14	8	9
	重度障害者等包括支援	時間数/月	0	0	0
		実人数/月	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	日数/月	3,392	3,537	3,599
		実人数/月	168	169	172
	自立訓練（機能訓練）	日数/月	46	60	80
		実人数/月	2	3	4
	自立訓練（生活訓練）	日数/月	193	167	170
		実人数/月	11	10	10
	就労移行支援	日数/月	664	422	544
		実人数/月	34	25	32
	就労継続支援（A型）	日数/月	1,912	2,142	2,184
		実人数/月	90	102	104
	就労継続支援（B型）	日数/月	3,802	4,035	4,237
		実人数/月	201	212	223
	就労定着支援	実人数/月	12	11	13
	療養介護	実人数/月	13	13	13
	短期入所（福祉型）	日数/月	135	142	155
		実人数/月	21	29	31
短期入所（医療型）	日数/月	0	0	0	
	実人数/月	0	0	0	
障がい児通所支援	児童発達支援	日数/月	2,109	3,576	3,894
		実人数/月	173	202	220
	放課後等デイサービス	日数/月	4,208	5,378	6,162
		実人数/月	301	378	434
	保育所等訪問支援	日数/月	5	9	10
		実人数/月	2	5	5
	居宅訪問型児童発達支援	日数/月	0	0	0
		実人数/月	0	0	0
	医療型児童発達支援	日数/月	0	0	0
		実人数/月	0	0	0

サービス種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居住系サービス	自立生活援助	実人数／月	1	0	0
	(うち精神障がい者の数)	(実人数／月)	(1)	(0)	(0)
	共同生活援助(グループホーム)	実人数／月	84	90	95
	(うち精神障がい者の数)	(実人数／月)	(41)	(48)	(49)
	施設入所支援	実人数／月	78	77	76
相談支援	地域移行支援	実人数／年	0	0	0
	(うち精神障がい者の数)	(実人数／年)	(0)	(0)	(0)
	地域定着支援	実人数／年	0	0	0
	(うち精神障がい者の数)	(実人数／年)	(0)	(0)	(0)
	計画相談支援	実人数／年	664	686	708
障害児相談支援	実人数／年	585	686	788	

※実績値のうち月単位ものは各年度の3月を基準としています。

※令和5年度については、令和5年8月1日現在の見込み数値を記載しています。

③ 課題

次のサービスについて、障がい者のニーズに対して、市内の事業所が少ないと考えられることから、今後、市内での新規事業者の参入が求められます。

訪問系サービス	重度訪問介護、同行援護、行動援護
日中活動系サービス	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、短期入所
障がい児通所支援	保育所等訪問支援
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)
相談支援	計画相談支援、障害児相談支援

(3) 地域生活支援事業の状況

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画期間内における地域生活支援事業の取組、実績及び課題は次のとおりです。

① 取組

- 関係機関と連携して、障がい者に対してニーズに応じたサービスの提供を行いました。
- 放課後等デイサービス事業所が増加している状況を踏まえ、障がい児の放課後支援として実施している太宰府特別支援学校放課後等支援事業の必要性やあり方について検討を行いました。
- 在宅の医療的ケア児・者の介護者に対する負担が大きいという課題を踏まえ、医療的ケア児・者在宅レスパイトケア支援事業を令和3年度から開始しました。

なお、本事業については、利用実績が低いことを踏まえ、利用促進を図るために、医療的ケア児・者の実態調査を行いました。

② 実績

- 一部の事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり一時的に減少していますが、多くの事業は、おおむね同水準の数値で推移しています。

サービス名		指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	1	1	1
	自立支援協議会の設置	設置有無	有	有	有
理解促進研修・啓発事業		実施回数／年	0(*)	0(*)	1
		参加者数／年	0(*)	0(*)	50
日常生活用具給付等事業		給付件数／年	1,693	1,649	1,695
移動支援事業		時間数／月	506	497	545
		実人数／月	47	50	53
日中一時支援	日中一時支援事業	日数／月	101	67	83
		実人数／月	11	7	9
	太宰府特別支援学校放課後等支援事業	日数／月	16	18	18
		実人数／月	6	6	6

サービス名		指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会参加支援	レクリエーション活動等支援	実施回数/年	0(*)	0(*)	1
		参加者数/年	0(*)	0(*)	200
	芸術文化活動振興	実施回数/年	1	1	1
		来場者数/年	904	909	1,000
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1
	登録手話通訳者派遣事業	通訳者人数	10	12	12
		派遣件数/月	41	31	40
	登録要約筆記者派遣事業	要約筆記者数	11	11	11
		派遣件数/年	0	3	5
	手話奉仕員養成研修事業	入門編修了者数	5	15	20
基礎編修了者数		0(*)	10	15	
地域活動支援センター機能強化事業		地域活動支援センター I型実施箇所数	1	1	1
訪問入浴サービス事業		実人数/月	6	7	5
福祉ホームの運営(運営費補助事業)		実人数/月	0	0	0
成年後見制度利用支援事業		実人数/年	2	2	2
医療的ケア児・者在宅レスパイトケア支援事業		実人数/月	2	2	2
自動車運転免許取得・改造助成事業		助成件数/年	7	3	10

※日常生活用具給付事業について、継続的に給付する用具（ストーマ装具、紙おむつ）の件数は1か月分を1件としています。

※実績値のうち月単位のもの、各年度の3月を基準としています。

※令和5年度については、令和5年8月1日現在の見込み数値を記載しています。

*新型コロナウイルス感染症の感染防止のために開催を中止した事業です。

③ 課題

- 太宰府特別支援学校放課後等支援事業については、事業の必要性やあり方についての検討結果を、今後、事業に反映させていく必要があります。
- 医療的ケア児・者在宅レスパイトケア支援事業については、実態調査の結果を、今後、事業に反映させていく必要があります。

(4) 本市の独自事業の状況

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画期間内における本市の独自事業の取組、実績及び課題は次のとおりです。

① 取組

- 関係機関と連携して、障がい者に対してニーズに応じたサービスの提供を行いました。
- 福祉タクシー助成事業については、遠距離利用での利便性を高めるために、1回の乗車につき、タクシー券を2枚まで使用可能とする改正を令和3年度に行いました。
- 現在、身体障害者手帳の交付対象に該当しない難聴の人に対しては、難聴児を対象とした軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業を実施していますが、市民ニーズを勘案し、助成対象年齢の範囲を拡大した事業の実施について、検討を行いました。

② 実績

- 多くの事業は、おおむね同水準の数値で推移しています。

サービス名	指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大野城市障がい者支援センター まどか・ゆいぱるの運営	日数/月	688	688	688
	実人数/月	39	40	40
障がい者相談員事業	相談員数	2	2	2
	相談件数/年	50	50	50
福祉タクシー助成事業	実人数/年	672	669	675
紙おむつ給付事業	実人数/年	27	27	27
配食サービス事業	実人数/月	4	4	4
住宅改造費助成事業	助成件数/年	0	0	1
福祉車両購入経費等助成事業	助成件数/年	1	1	1
在宅酸素濃縮器使用電気料金助成事業	実人数/月	20	20	20
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	実人数/年	2	5	3
緊急まどかコール事業	実人数/月	0	0	0
障がい者施設通所費用助成事業	実人数/月	11	6	8

※大野城市障がい者支援センターについては、生活介護及び就労継続支援B型の実績です。

※実績値のうち月単位ものは各年度の3月を基準としています。

※令和5年度については、令和5年8月1日現在の見込み数値を記載しています。

③ 課題

- 身体障害者手帳の交付対象に該当しない成人の難聴の人を対象とした補聴器購入費助成の早期実施に向けて、今後、取り組む必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の体系

本計画の作成にあたっては、基本指針及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実績と課題を踏まえ、本計画の基本理念、成果目標、活動指標をそれぞれ設定します。

基本理念（第3章）

- (1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- (3) 地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保
- (7) 障がいのある人の社会参加を支える取組

成果目標（第3章）

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質の向上

活動指標（第4章～第6章）

- 障害福祉サービスの活動指標（第4章）
- 地域生活支援事業の活動指標（第5章）
- 本市の独自事業の活動指標（第6章）

2 計画の基本理念

(1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がい種別にかかわらず、障がい者が必要とするサービスを利用できるよう障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(3) 地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービスの提供体制の整備を進めます。

また、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用した取組を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するため、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援、障害児相談支援の充実及び地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児通所支援等を利用することにより、地域の保育、教育等を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中において、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供する体制を確保していく必要があるため、専門性を高めるための研修の実施や、多職種間の連携を推進する取組を進めていきます。

(7) 障がいのある人の社会参加を支える取組

障がい者に対して、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の多様な活動に参加する機会を確保することにより、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

3 計画の成果目標

基本指針では、令和8年度を目標年度として、障害福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保についての成果目標が示されています。

基本指針に示されている市町村の成果目標

項目		目標値
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行		
①地域移行者数		・令和4年度末時点の施設入所者が、令和8年度末までに6%以上地域生活に移行
②施設入所者数		・令和4年度末の施設入所者数を令和8年度末までに5%以上削減
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		※活動指標のみ
(3)地域生活支援の充実		
①地域生活支援拠点等の整備		
i 地域生活支援拠点等の整備の有無		・令和8年度末までに整備
ii コーディネーターの配置の有無		
iii 拠点等の機能を担う事業所等の担当者配置の有無		
iv ネットワークによる支援体制・緊急時連絡体制の有無		
V 運用状況の検証及び検討		・令和8年度末までに年1回以上実施
②強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の有無		・令和8年度末までに整備
(4)福祉施設から一般就労への移行等		
①福祉施設から一般就労への移行者数		<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度の一般就労移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援については令和3年度実績の1.31倍以上 ・就労継続支援A型については令和3年度実績の1.29倍以上 ・就労継続支援B型については令和3年度実績の1.28倍以上

項目		目標値
	②就労移行支援事業所の実績	・利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を、令和8年度には全体の50%以上
	③就労定着支援事業所の実績	・令和8年度の就労定着支援事業所の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上 ・就労定着率が7割以上の事業所を、令和8年度には全体の25%以上
(5)障がい児支援の提供体制の整備等		
	①児童発達支援センターの設置	・令和8年度末まで1か所以上設置
	②障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	・令和8年度末までに構築
	③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の有無	・令和8年度末までに1か所以上確保
	④医療的ケア児等支援のための協議の場及びコーディネーター	
	i 協議の場の設置	・令和8年度末までに設置
	ii コーディネーターの配置人数	・令和8年度末までに配置
(6)相談支援体制の充実・強化等		
	①基幹相談支援センターの強化	
	i 基幹相談支援センターの設置の有無	・令和8年度末までに設置
	ii 地域の相談支援体制の強化	・令和8年度末までに相談支援体制の強化を図る体制を確保
	②地域サービス基盤の開発・改善等の取組	・本取組を実施するための自立支援協議会の体制の確保
(7)障害福祉サービス等の質の向上		・令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築
(8)発達障がい者等に対する支援		※活動指標のみ

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 施設入所から地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者数のうち、令和8年度末までに、生活の拠点をグループホームや一般住宅での地域生活に移行する人の目標値です。基本指針では移行率を6%以上に設定することが基本とされています。

項目	令和4年度末 施設入所者数	令和8年度末までの 地域生活移行者数	国の目標値
地域移行者数	77人	5人 (移行率6.5%)	6%以上

② 施設入所者数の削減

施設入所者数の削減目標です。基本指針では削減率を5%以上に設定することが基本とされています。

項目	令和4年度末 施設入所者数	令和8年度末 施設入所者数	国の目標値
施設入所者数	77人	73人 (削減率5.2%)	5%以上

③ 福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けた取組

- 地域生活への移行に際し、重要な役割を担っているグループホームの市内での新規設置の促進を図るために、「障害者福祉施設を運営する社会福祉法人に対する助成に関する規則」に基づく助成事業を実施するとともに、自立支援協議会等を通じた関係機関との情報共有や協議を行います。
- 自立支援協議会等を通じた関係機関との連携により、地域移行に関する支援体制の充実を図ります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針では、令和8年度における精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上の長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する成果目標が設定されていますが、都道府県が実施主体とされています。

本市においては、都道府県が設定する成果目標を達成するための活動指標として、次の見込みを設定します。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場については、現在設置していませんが、本件については、筑紫地区5市及び筑紫保健福祉環境事務所と継続的に協議を行っており、今後、設置方法等の内容が決まり次第、開催する予定です。

項目	単位	令和4年度 実績	令和8年度 見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	開催回数／年	0回	4回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	参加者数／年	0人	19人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	実施回数／年	0回	1回
精神障がい者の地域移行支援	人／月	0人	1人
精神障がい者の地域定着支援	人／月	0人	1人
精神障がい者の共同生活援助	人／月	48人	54人
精神障がい者の自立生活援助	人／月	0人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	人／月	4人	4人

(3) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等の整備

基本指針では、令和8年度末までに、(i)各市町村(複数市町村による共同整備を含む。)において地域生活支援拠点等を整備すること、(ii)拠点等にコーディネーターを配置すること、(iii)拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置すること、(iv)支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を行うこと、(V)運用状況の検証及び検討を年1回以上行うことが基本とされています。

項目	令和4年度 実績	令和8年度 目標値
(i)地域生活支援拠点等の整備の有無	有	有
(ii)コーディネーターの配置の有無	無	有
(iii)拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置の有無	無	有
(iv)支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築の有無	無	有
(V)運用状況の検証及び検討	1回/年	1回/年

② 強度行動障がいをもつ障がい者の支援体制

基本指針では、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいをもつ障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることが基本とされています。

項目	令和4年度 実績	令和8年度 目標値
強度行動障がいをもつ障がい者の支援体制の有無	無	有

③ 地域生活支援の充実に向けた取組

- 地域生活支援拠点等については、筑紫地区5市共同で設置していることから、筑紫地区他市及び関係機関と連携し、機能強化の取組を進めていきます。
- 強度行動障がいをもつ障がい者の支援体制については、筑紫圏域単位での体制整備、自立支援協議会の活用等も視野に入れ、今後、検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人の目標値を、令和3年度の実績の1.28倍以上とすることが基本とされています。

また、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業については、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する人の目標値も併せて定めることとされています。(各事業の国が定める目標値は次のとおり)

項目	令和3年度 実績	令和8年度 目標	国の目標値
福祉施設から 一般就労への移行者数	11人	16人 (1.45倍)	1.28倍以上
就労移行支援を利用して 一般就労した人数	9人	12人 (1.33倍)	1.31倍以上
就労継続支援A型を利用して 一般就労した人数	2人	3人 (1.50倍)	1.29倍以上
就労継続支援B型を利用して 一般就労した人数	0人	1人	1.28倍以上

② 就労移行支援事業所の実績

基本指針では、就労移行支援事業所のうち、利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を、令和8年度には全体の50%以上とすることが基本とされています。

項目	令和3年度 実績	令和8年度 目標	国の目標値
就労移行支援事業所のうち、利用終了者に占める 一般就労移行者の割合が5割以上の事業所の割合	0%	50%	50%以上

③ 就労定着支援事業所の実績

基本指針では、令和8年度の就労定着支援事業所の利用者数を令和3年度の実績の1.41倍以上とすることが基本とされています。

項目	令和3年度 実績	令和8年度 目標	国の目標値
就労定着支援事業所の利用者数	12人	19人 (1.58倍)	1.41倍以上

就労定着支援事業所のうち、就労定着率（過去6年間の就労定着支援の利用終了者のうち、雇用先に42か月以上78か月未満の期間継続して就労している人または就労していた人の占める割合）が7割以上の事業所を、令和8年度には全体の25%以上とすることが基本とされています。

項目	令和3年度 実績	令和8年度 目標	国の目標値
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	100%	100%	25%以上

④ 福祉施設から一般就労への移行に向けた取組

- 自立支援協議会等を通じた関係機関との連携により、一般就労への移行に関する支援体制の充実を図ります。
- 障がい者施設通所費用助成事業（本市独自事業）を通して、障がい者の一般就労の促進を図ります。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

基本指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（圏域でも可）に1か所以上設定することが基本とされています。

項目	令和4年度 実績	令和8年度 目標値
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所

② 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築

基本指針では、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することが基本とされています。

項目	令和4年度 実績	令和8年度 目標値
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築の有無	無	有

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

基本指針では、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保することが基本とされています。

項目	令和4年度 実績	令和8年度 目標値
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数	1か所	2か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1か所	2か所

④ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

基本指針では、令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが基本とされています。

項目	令和4年度 実績	令和8年度 目標値
協議の場の設置	無	有
コーディネーターの配置人数	0人	1人

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等に向けた取組

- 自立支援協議会等を通じた関係機関との連携により、障がい児に対する支援体制の充実を図ります。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、現在、市内にそれぞれ1か所ずつありますが、利用者のニーズに対応するため、令和8年度末までにもう1か所ずつ設置することを目指し、新規事業者の参入促進の取組を進めていきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターの強化

基本指針では、令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、センターの相談支援体制の強化を図る体制を確保することが基本とされています。

項目	令和4年度 実績	令和8年度 見込み
基幹相談支援センターの設置の有無	有	有
地域の相談支援体制の強化		
相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0回	4回
相談支援事業所の人材育成の支援件数	2回	2回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	2回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	0回	2回
主任相談支援専門員の配置数	0人	1人

② 地域サービス基盤の開発・改善等の取組

基本指針では、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な自立支援協議会の体制を確保することが基本とされています。

項目	令和4年度 実績	令和8年度 見込み
大野城市自立支援協議会		
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	0回	1回
参加事業者・機関数	78機関	85機関
協議会の専門部会の設置数・実施回数	2部会・12回	3部会・14回

項目	令和4年度 実績	令和8年度 見込み
筑紫地区地域自立支援協議会		
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2回	2回
参加事業者・機関数	25機関	25機関
協議会の専門部会の設置数・実施回数	4部会・19回	4部会・19回

③ 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組

- 本市においては、平成30年4月に基幹相談支援センターを設置しています。今後、関係機関と連携し、体制強化を図っていきます。
- 本市及び筑紫地区の自立支援協議会において、関係機関及び筑紫地区他市と連携し、地域サービス基盤の開発改善等の取組を進めていきます。
- 本市自立支援協議会において、地域の障がい者の支援体制の強化のために、新たな部会設置に向けた取組を進めていきます。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

基本指針では、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することが基本とされています。

本市においては、今後も次の項目を踏まえながら、障害福祉サービス等の質の向上を図っていきます。

項目	令和4年度 実績	令和8年度 見込み
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用		
都道府県が実施する障害福祉サービス等に関する研修への市職員の参加人数	7人	8人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有		
審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有

(8) 発達障がい者等に対する支援

基本指針では、発達障がい者等の支援について成果目標は示されていませんが、各都道府県や各市町村において、活動指標としてペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動への参加人数を設定することとされています。

本市においては、現在、上記の事業はいずれも実施していませんが、他機関が実施している支援プログラム等の実施状況も踏まえながら、発達障がい者等に対する支援体制について、検討を行っていきます。

〈用語解説〉

- ペアレントトレーニング
保護者が子どもの行動変容を目的として、ほめ方や指示などの具体的な養育スキルを身につけるトレーニング
- ペアレントプログラム
保護者が自身の思考変容を目的として、子どもや自身の「行動」を把握することで、認知的な枠組みを修正していくプログラム
- ペアレントメンター
発達障がいの子どもの育てた保護者で、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して共感的な支援を行う人で、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた人のこと
- ピアサポート
障害のある人自身やその家族が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人や家族の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動

第4章 障害福祉サービスの活動指標

1 見込量算定の考え方及び見込量

(1) 見込量算定の考え方

令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービスのサービス見込量は、基本指針に基づき、次の考え方により見込みます。

① 訪問系サービス

現に利用している者の数、障がい者のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び利用量を見込みます。

② 日中活動系サービス

現に利用している人の数、障がい者のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び利用量を見込みます。

なお、生活介護、短期入所については、強度行動障がい者等（強度行動障がい者、高次脳機能障がい者、医療的ケア者）の利用者数を個別に見込みます。

③ 障がい児通所支援

地域における児童の数、現に利用している人の数、障がい児のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び利用量を見込みます。

④ 居住系サービス

現に利用している人の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数を見込みます。

なお、共同生活援助については、強度行動障がい者等の利用者数を個別に見込みます。

⑤ 相談支援

現に利用している人の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数を見込みます。

(2) 見込量

サービス種類		指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問系サービス	居宅介護	時間数/月	2,030	2,073	2,116	
		実人数/月	94	96	98	
	重度訪問介護	時間数/月	320	320	320	
		実人数/月	2	2	2	
	同行援護	時間数/月	464	493	522	
		実人数/月	16	17	18	
	行動援護	時間数/月	300	330	360	
		実人数/月	10	11	12	
	重度障害者等包括支援	時間数/月	160	160	160	
		実人数/月	1	1	1	
	日中活動系サービス	生活介護	日数/月	3,622	3,684	3,746
			実人数/月	175	178	181
(うち強度行動障がい者等の数)			(25)	(25)	(25)	
自立訓練(機能訓練)		日数/月	80	80	80	
		実人数/月	4	4	4	
自立訓練(生活訓練)		日数/月	170	170	170	
		実人数/月	10	10	10	
(うち精神障がい者の数)		(実人数/月)	(4)	(4)	(4)	
就労選択支援		日数/月	—	32	80	
		実人数/月	—	2	5	
就労移行支援		日数/月	578	612	646	
		実人数/月	34	36	38	
就労継続支援(A型)		日数/月	2,226	2,268	2,310	
		実人数/月	106	108	110	
就労継続支援(B型)		日数/月	4,465	4,655	4,845	
		実人数/月	235	245	255	
就労定着支援	実人数/月	15	17	19		
療養介護	実人数/月	13	13	13		

※就労選択支援は令和7年度から実施予定です。

サービス種類		指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中活動系サービス	短期入所（福祉型）	日 数／月	165	175	185
		実人数／月	33	35	37
	（うち強度行動障がい者等の数）	（実人数／月）	（5）	（5）	（5）
	短期入所（医療型）	日 数／月	3	3	3
		実人数／月	1	1	1
	（うち強度行動障がい者等の数）	（実人数／月）	（0）	（0）	（0）
障がい児通所支援	児童発達支援	日 数／月	4,248	4,602	4,956
		実人数／月	240	260	280
	放課後等デイサービス	日 数／月	6,958	7,668	8,378
		実人数／月	490	540	590
	保育所等訪問支援	日 数／月	10	10	10
		実人数／月	5	5	5
	居宅訪問型児童発達支援	日 数／月	30	30	30
		実人数／月	2	2	2
	医療型児童発達支援	日 数／月	15	15	15
		実人数／月	1	1	1
居住系サービス	自立生活援助	実人数／月	1	1	1
		（うち精神障がい者の数）	（実人数／月）	（1）	（1）
	共同生活援助（グループホーム）	実人数／月	100	104	108
		（うち精神障がい者の数）	（実人数／月）	（50）	（52）
	（うち強度行動障がい者等の数）	（実人数／月）	（5）	（5）	（5）
	施設入所支援	実人数／月	75	74	73
相談支援	地域移行支援	実人数／年	1	1	1
		（うち精神障がい者の数）	（実人数／年）	（1）	（1）
	地域定着支援	実人数／年	1	1	1
		（うち精神障がい者の数）	（実人数／年）	（1）	（1）
	計画相談支援	実人数／年	731	755	779
	障害児相談支援	実人数／年	890	987	1,075

※見込量のうち月単位のもの各年度の3月を基準としています。

2 見込量に対応する体制を確保するための方策

- 関係機関と連携して、見込量に対応したサービスの提供体制の整備を進めます。
- 次のサービスについて、障がい者のニーズに対して、市内の事業所が少ないと考えられることから、市内での新規事業者の参入が求められます。

訪問系サービス	重度訪問介護、同行援護、行動援護
日中活動系サービス	生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労定着支援、短期入所
障がい児通所支援	保育所等訪問支援
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）
相談支援	計画相談支援、障害児相談支援

新規事業者の参入促進を図るために次のことを実施していきます。

- ・「障害者福祉施設を運営する社会福祉法人に対する助成に関する規則」に基づく助成事業
- ・自立支援協議会等を通じた関係機関との情報共有や協議

第5章 地域生活支援事業の活動指標

1 実施に関する考え方

令和6年度から令和8年度までの地域生活支援事業の実施に関する考え方は、次のとおりです。

サービス名		内容
相談支援事業	障害者相談支援事業	本市基幹相談支援センター（福祉サービス課内に設置）において、引き続き実施していきます。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	本市基幹相談支援センターにおいて、専門職員（社会福祉士、精神保健福祉士）を引き続き配置し、相談支援事業の適正かつ円滑な実施を図ります。
	自立支援協議会の設置	市単独では大野城市自立支援協議会を、筑紫地区の関係機関では筑紫地区地域自立支援協議会を運営し、地域の実情に応じた支援体制の整備について引き続き協議を行っていきます。
理解促進研修・啓発事業		市民を対象とした障がいに関する講演会・講座を引き続き実施し、障がいに対する理解の促進を図ります。
日常生活用具給付事業		障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。
移動支援事業		障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。
日中一時支援	日中一時支援事業	障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。
	太宰府特別支援学校放課後等支援事業	放課後等デイサービス事業所が増加している状況を踏まえ、本事業については令和6年度末で廃止するものとします。
社会参加支援	レクリエーション活動等支援	障がい者を対象としたスポーツ大会を引き続き支援していきます。
	芸術文化活動振興	障がい者が制作した絵画等を展示するアート展を引き続き実施していきます。

サービス名		内 容
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	本市庁舎内（福祉サービス課内）において、手話通訳者を引き続き設置し、聴覚障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。
	登録手話通訳者派遣事業	登録手話通訳者である市民と連携し、聴覚障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。
	登録要約筆記者派遣事業	登録要約筆記者である市民と連携し、聴覚障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。
手話奉仕員養成研修事業		一般市民を対象とした手話奉仕員養成講座を引き続き実施していきます。
地域活動支援センター機能強化事業		筑紫地区地域活動支援センターつくしびあ（地域活動支援センターⅠ型）を筑紫地区5市共同で運営するとともに、機能強化の取組を引き続き実施していきます。
訪問入浴サービス事業		身体障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。
福祉ホームの運営（運営費補助事業）		障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。
成年後見制度利用支援事業		知的・精神障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。
医療的ケア児・者在宅レスパイトケア支援事業		障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。 なお、本事業については、医療的ケア児・者の実態調査を踏まえ、事業内容の見直しについて検討を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業		障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。

2 見込量算定の考え方及び見込量

(1) 見込量算定の考え方

令和6年度から令和8年度までの地域生活支援事業の見込量は、現に利用している人の数、障がい者のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び利用量を見込みます。

(2) 見込量

サービス名		指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	1	1	1
	自立支援協議会の設置	設置有無	有	有	有
理解促進研修・啓発事業		実施回数/年	1	1	1
		参加者数/年	50	50	50
日常生活用具給付事業		給付件数/年	1,695	1,695	1,695
移動支援事業		時間数/月	576	597	618
		実人数/月	56	58	60
日中一時支援	日中一時支援事業	日数/月	100	100	100
		実人数/月	11	11	11
	太宰府特別支援学校放課後等支援事業	日数/月	18	—	—
		実人数/月	6	—	—
社会参加支援	レクリエーション活動等支援	実施回数/年	1	1	1
		参加者数/年	220	230	240
	芸術文化活動振興	実施回数/年	1	1	1
		来場者数/年	1,100	1,150	1,200
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1
	登録手話通訳者派遣事業	通訳者人数	12	12	12
		派遣件数/月	45	45	45
	登録要約筆記者派遣事業	要約筆記者数	11	11	11
		派遣件数/年	5	5	5
	手話奉仕員養成研修事業		入門編修了者数	18	18
基礎編修了者数			12	12	12

サービス名	指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター I型実施箇所数	1	1	1
訪問入浴サービス事業	実人数/月	5	5	5
福祉ホームの運営(運営費補助事業)	実人数/月	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	2	2	2
医療的ケア児・者在宅レスパイトケア支援事業	利用者数/年	2	3	3
自動車運転免許取得・改造助成事業	助成件数/年	7	7	7

※日常生活用具給付事業について、継続的に給付する用具（ストーマ装具、紙おむつ）の件数は1か月分を1件としています。

※見込量のうち月単位のもの各年度の3月を基準としています。

3 見込量に対応する体制を確保するための方策

- 関係機関と連携して、見込量に対応したサービスの提供体制の整備を進めます。

第6章 本市の独自事業の活動指標

1 実施に関する考え方

令和6年度から令和8年度までの本市独自事業の実施に関する考え方は、次のとおりです。

- 障がい者に対して隙間のないサービスを提供するために、障害福祉サービス、地域生活支援事業を補完する事業として、障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。
- 現在、身体障害者手帳の交付対象に該当しない難聴の人に対しては、難聴児を対象とした軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業を実施していますが、市民ニーズを勘案し、令和6年4月から、18歳以上の軽度・中等度の難聴者に対する補聴器購入費助成事業を新たに実施する予定です。

2 見込量算定の考え方及び見込量

(1) 見込量算定の考え方

令和6年度から令和8年度までの本市の独自事業の見込量は、現に利用している人の数、障がい者のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び利用量を見込みます。

(2) 見込量

サービス名	指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
大野城市障がい者支援センター まどか・ゆいぱるの運営	日 数／月	688	688	688
	実人数／月	40	40	40
障がい者相談員事業	相談員数	2	2	2
	相談件数／年	50	50	50
福祉タクシー助成事業	実人数／年	679	686	693
紙おむつ給付事業	実人数／年	28	28	28
配食サービス事業	実人数／月	4	4	4
住宅改造費助成事業	助成件数／年	1	1	1
福祉車両購入経費等助成事業	助成件数／年	1	1	1

サービス名	指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅酸素濃縮器使用電気料金助成事業	実人数／月	20	20	20
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	実人数／年	3	3	3
緊急まどかコール事業	実人数／月	1	1	1
障がい者施設通所費用助成	実人数／月	10	11	12

※大野城市障がい者支援センターについては、生活介護及び就労継続支援B型の見込量です。

※見込量のうち月単位のもの各年度の3月を基準としています。

3 見込量に対応する体制を確保するための方策

- 関係機関と連携して、見込量に対応したサービスの提供体制の整備を進めます。

第7章 障がい者虐待防止と障がい者差別解消

令和6年度から令和8年度までの本市の障がい者虐待防止、障がい者差別解消に関する取組は次のとおりです。

1 障がい者虐待防止

- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に基づき本市福祉サービス課内に設置している障がい者虐待防止センターを中心として、障がい者に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に引き続き取り組んでいきます。
- 県が実施する研修への参加等を通じ、職員の障がい者虐待に対する対応能力の向上を引き続き図っていきます。
- 障がい者虐待対応について、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所等の関係機関との連携体制の強化を引き続き図っていきます。
- 障がい者虐待では、虐待行為に及んでしまう養護者にも支援が必要な場合が多いことから、養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援するなど、地域の民生委員・児童委員と連携した虐待防止の取組を引き続き行っていきます。

2 障がい者差別解消

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき策定している本市職員対応要領に基づき、職員が障がい者に対して適切に対応するための体制づくりを引き続き行っていきます。
- 筑紫地区5市で設置している筑紫地区障害者差別解消支援地域協議会において、障がい者差別に対する相談事案の情報共有や、事案解決に向けての課題整理・取組、啓発活動を引き続き行っていきます。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正により、令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供の義務化等の規定が施行されることから、それに応じた相談支援体制等の強化を図っていきます。

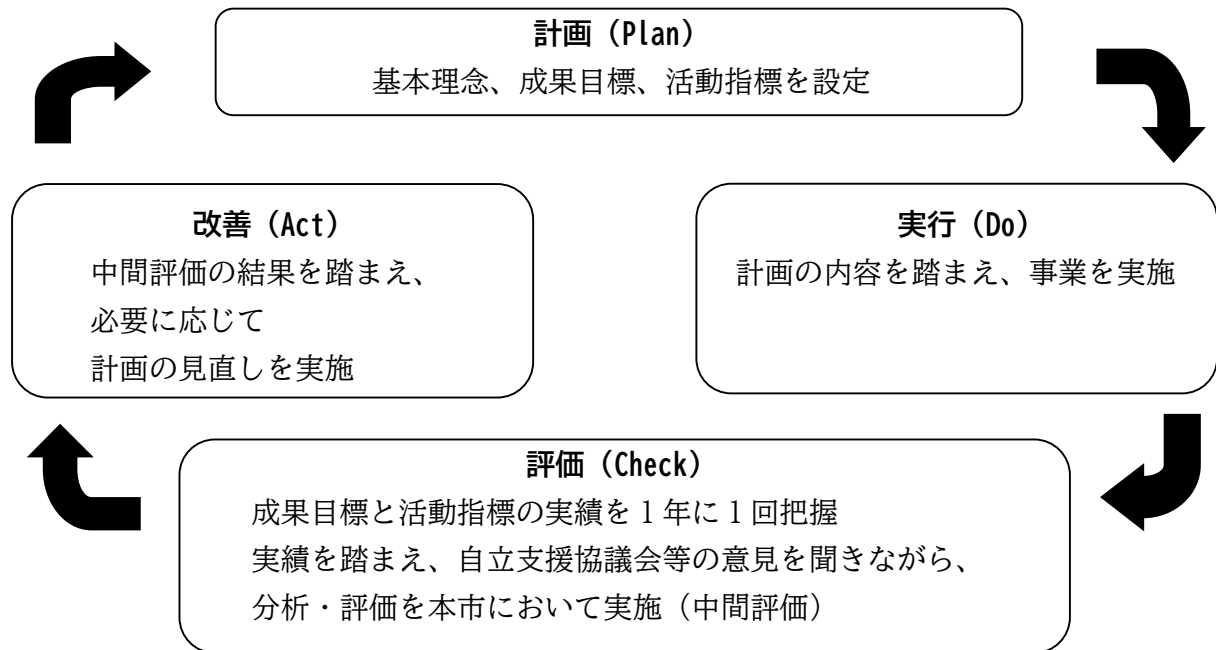
〈用語解説〉

- 合理的配慮

障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

第8章 計画の進行管理

本計画に定める事項については、次のとおり、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて、計画の変更を含め、改善策を講じることとします。



第 7 期大野城市障がい福祉計画

第 3 期大野城市障がい児福祉計画

令和 6 年 2 月

発 行 大野城市 すこやか福祉部 福祉サービス課
〒816-8510 福岡県大野城市曙町二丁目 2 番 1 号
(TEL) 092-580-1852 【直通】 (Fax) 092-573-8083
(E-mail) fukusi@city.onojo.fukuoka.jp
